

# Q こんなとき どうしたらいいの？



## 統計調査員って、どうしたらなれるの？

**Q** 以前から統計調査に興味があります。調査員にはどうしたらなれるのですか？ また、調査員はどのような仕事をするのでしょうか？

どを訪問しデータを集めるという、とても大切な仕事です。調査員の仕事は、おおまかには図2のとおりです。調査によって多少違いがあります。

**A** 調査員になるためには、まず登録が必要です。登録から実際に調査員として働くまでの流れは図1のとおりです。

一人ひとりの統計調査員が集めたデータの集大成が「統計」として、国や地方公共団体の施策に利用されます。

調査員の業務は、個人宅や事業所な

**問** 秘書広報課広報統計係  
☎ 34・2069



### 調査員の登録から調査までの流れ 図1

1 登録申請書と意向確認書に必要事項を記入し、秘書広報課広報統計係(情報コーナー)へ提出する。

#### 登録できる人は

- ① 20歳以上の町内在住者で、健康で職務を遂行する体力のある人
- ② 職務上知り得た秘密の保護に責任を持てる人
- ③ 税務、警察及び選挙に直接関係のない人
- ⑤ 暴力団員などまたは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない人

2 登録完了後、秘書広報課広報統計係から登録済通知書を送付します。

3 統計調査実施の約1~2カ月前に町の統計担当者から依頼します。

### 統計調査員の仕事の流れ 図2

1 町が主催する事務打ち合わせ会(説明会)へ出席する。

2 1を受け、担当調査区の範囲と調査対象を確認する。

3 記入依頼と調査票を配布するとともに、記入の仕方を説明する。

4 記入された調査票を回収する。

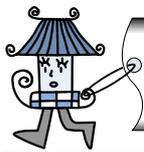
5 集めた調査票を検査・整理する。

6 調査票などの調査関係書類を町へ提出する。

## てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。





# 暮らしの情報

町民の皆さんの生活に関する情報を  
紹介します。



健康

## 第3回健康フェスティバル

日時 **9月1日**(土)午後1時～

午後1時～3時 雨天決行

場所 **国保中央病院1階中央ホール**

内容 **健康コーナー**

- ①測定  
血圧、腹囲、血糖、体脂肪、  
SpO2（動脈血酸素飽和度）、骨密度
- ②ストレスチェック、物忘れチェック
- ③メタボリック症候群予防  
パンフレット配布と健康体操
- ④医師による健康相談  
内科、外科、整形外科、小児科
- ⑤看護師による相談  
看護、在宅介護など
- ⑥AED（自動対外式除細動器）の実践

**フードコーナー**

フランクフルト、かき氷、あんみつ

**コンサート**

北中学校吹奏楽部による演奏（午後2時～3時）



## 国保中央病院だより

国保中央病院 ☎ 32-8800

17

### 健康フェスティバル を開催します

国保中央病院企画総務課 ☎ 32-8800

国保中央病院では、「第3回 健康フェスティバル」を開催します。地域住民の皆さんの健康保持と増進、また当院を知っていただくきっかけにもなればと考えています。

「健康のことで気になっている」「自分の体を知ってみたい」「介護で悩んでいる」「AEDって見たことはあるけれど、どう使うの?」「コンサートを観てみたい」「あんみつ食べたいなあ」と思った人は、ぜひお気軽にご参加ください。

事前申込不要、すべて無料です。

教育

### 付加年金の年金額の計算方法

計算式 付加年金の年金額 = 200円 × 付加保険料納付期間の月数

具体例

付加年金年額受取額早見表（単位:円）

付加保険料を  
20年間納付した場合

付加保険料の納付額  
400円 × 12月 × 20年  
= 96,000円

付加年金の年金額  
200円 × 12月 × 20年  
= 48,000円

納付期間	納付額	付加年金受取額 (1年間)	付加年金受取額 (2年間)
1年	4,800	2,400	4,800
5年	24,000	12,000	24,000
10年	48,000	24,000	48,000
15年	72,000	36,000	72,000
20年	96,000	48,000	96,000
30年	144,000	72,000	144,000
40年	192,000	96,000	192,000

96,000円を納付すると、毎年48,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せして受け取れます。付加年金を2年受給すると、納付した付加年金保険料額と同額になりお得です。

#### 付加保険料の留意事項

納付は、申し込んだ月分からとなります。  
老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金ですが、定額のため物価スライド（増額・減額）はありません。  
全額が社会保険料控除の対象となります。  
保険料納付の免除・猶予を受けている人、専業主婦などの国民年金第3号被保険者、国民年金基金の加入者は申請できません。  
納付期限（対象月の翌月末）を経過しての納付はできません。

## 老後の備えに！

## 知ろう国民年金

### 付加保険料を納めて 年金受給額を増やそう

桜井年金事務所 ☎ 42-0033

町住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

**付加年金とは**  
付加年金は、自営業・自由業・学生などの人が加入している国民年金第1号被保険者を対象とした任意の公的年金制度です。毎月の国民年金保険料（1万4980円）に合わせて、付加保険料（月400円）をプラスして納めると、老齢基礎年金受給時に付加年金が上乗せされます。

**手続き方法**  
印鑑と年金手帳を持参し、町住民保険課国保医療・年金係、または桜井年金事務所まで手続きしてください。